

資料 2

2024 年 9 月 6 日

第 3 回食品衛生基準審議会

文書配布による報告事項
に関する資料

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果
アナカルド酸（飼料添加物／メタン生成抑制）	対象外物質	該当なし	飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。
発芽スイートルーパーン抽出たんぱく質（農薬／殺菌剤）	対象外物質	該当なし	農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。